

# 行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

整理番号

82

複数計上: (81)(82)

施設名:	浜田市総合福祉センター(老人福祉センター)	担当課:	健康福祉 地域福祉課
所在地:	浜田市野原町859番地1	管理形態:	指定管理者(指名) H21~H23
目的:	(浜田市老人福祉センター)老人、身体障害者等の福祉の向上及び健康づくりを図り、保健福祉施策を推進するとともに、民間地域福祉活動の活発化を図る。		
設置条例:	総合福祉センター条例	自治法第244条の2第1項	建築年度: H8

## I 施設の基本的事項

事業内容:	(老人福祉センター)・老人に対する各種相談・老人、身体障害者等の健康増進、教育の向上等の便宜供与・老人クラブの育成等(その他)・機能訓練事業・歩行、上肢機能等の基本動作訓練、食事、衣類之着脱等の日常動作訓練、手工芸、レクリエーション 軽スポーツ等		
施設区分:	老人福祉センター	その他社会福祉施設	
施設内容:	【構造・階】鉄筋コンクリート造地上2階【敷地面積】5,585.46㎡、【延床面積】3,044.36㎡、【土地所有者】市 ①会議室(ほか貸室(576.00㎡/6室))②一般浴室(18.80㎡/1室)③事務室(244.20㎡/1室)④その他リハビリ室等(㎡/室)⑤(㎡/室)		
利用対象者:	浜田市民	60,180 人	利用者H17: 51,250
料金体系等:	無料(但し光熱水費等は実費)		利用者H18: 49,358
			利用者H19: 51,430
施設職員(人)	常勤 2 人 嘱・パート: 1 人		利用者H20: 49,478
	(うち市職員) 正規: 0 嘱: 0 臨: 0 パ: 0		利用者H21: 42,225
代替・類似施設の有無	規模的には無し		

## II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入)	建設費用(千円)
利用料等	0	0	0	施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか 利用料等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県等	合計 894,356
指定管理料	24,605	26,650	25,978		一般財源: 0
市補助金	0	0	0		国県支出金: 0
市委託金	0	0	0		起債: 844,356
その他	9,851	7,208	7,176		その他: 50,000
収入合計	34,456	33,858	33,154		H21利用度(利用者/対象者) 0.70 回
光熱水費	13,308	13,494	11,987	(支出)	H21受益者負担率 (利用料等/支出合計) 0.0 %
委託費	10,335	10,146	10,104	施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	
人件費	7,768	7,555	7,850		
その他	3,045	2,663	3,213		
支出合計	34,456	33,858	33,154		
大規模修繕: H22~H27	予定なし			改修: H22~H27	(22年度) 給湯施設改修 40,678
施設設置の効果	老人、身体障害者等の福祉の向上及び健康づくりや民間福祉活動の				

## III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	1	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
	1	市内に民間を含め、類似施設がない。
	1	会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:		利用者が増加している。
	1	収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。 現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
一次評価:	<b>存続</b>	・本福祉センターは保健福祉事業や活動の拠点として役割を果たしている。 ・その他保健福祉関係以外においても本施設の有効利用のため、一般市民にも開放(利用規定に基づく)している。
総合評価:	<b>存続</b>	高齢者等の福祉向上及び健康づくりの中核施設として存続。 ただし、拠点施設として更なる取り組みが必要であり、介護保険事業など機能の整理や、運営方法を検討すべき。

# 行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

整理番号

81

複数計上: (81)(82)

施設名:	浜田市総合福祉センター(野原デイサービスセンター)	担当課:	健康福祉 地域福祉課
所在地:	浜田市野原町859番地1	管理形態:	指定管理者(指名) H21~H23
目的:	(浜田市立野原デイサービスセンター)高齢者の在宅福祉の向上を図る。		
設置条例:	総合福祉センター条例	自治法第244条の2第1項	建築年度: H8

## I 施設の基本的事項

事業内容:	(デイサービス関係事業) ・食事の提供 ・送迎 ・入浴の介助 ・健康状態の確認 ・機能訓練 ・その他生活に関する相談及び相談		
施設区分:	デイサービスセンター		
施設内容:	【構造・階】鉄筋コンクリート造地上1階、【延床面積】587.24㎡(総合福祉センターの内数)、土地所有者】市 ・デイサービス関係施設:587.24㎡		
利用対象者:	45歳以上の要介護認定者	4,117 人	利用者H17: 1,213
料金体系等:	無料(但し食事代については自己負担:デイサービス事業者会計で処理)		利用者H18: 1,230
施設職員 (人)	常勤	4 人	利用者H19: 1,090
	嘱・パート	16 人	利用者H20: 1,075
	(うち市職員) 正規:	0	嘱: 臨: パ:
			利用者H21: 977
代替・類似施設の有無	有「民間各施設(デイサービス関係施設)」		

## II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入)	建設費用(千円)		
利用料等	4,543	4,682	9,047	施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか 。 利用料等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県等	合計	894,356	
指定管理料	0	0	0		一般財源:	0	
市補助金	0	0	0		国県支出金:	0	
市委託金	0	0	0		起債:	844,356	
その他	57,810	55,830	46,096		その他:	50,000	
収入合計	62,353	60,512	55,143		H21利用度(利用者/対象者)	0.24 回	
光熱水費	0	0	0	(支出)	施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	H21受益者負担率 (利用料等/支出合計)	13.9 %
委託費	0	0	0				
人件費	38,735	40,827	41,274				
その他	25,046	26,482	23,899				
支出合計	63,781	67,309	65,173				
大規模修繕: H22~H27	予定なし		0	改修: H22~H27	デイサービス施設においては予定なし		
施設設置の 効果	デイサービスの実施						

## III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	1	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
		市内に民間を含め、類似施設がない。
	1	会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:		利用者が増加している。
	1	収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
一次評価:	1	現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
	存続	総合福祉センターは保健福祉事業の拠点であり、本施設内にデイサービス施設を設置することは社会的ニーズに合致している。利用者は年々減少傾向もあるが、現施設の使用については有効利用としてメリットあり。 ※コスト的には建設や設備に要した費用や維持管理費等について事業者が負担しており、実質市費の負担は生じていない。
総合評価:	存続	当面存続とするが、民間と競合する施設であり、市全体の需要や、社会福祉協議会の役割も含めて検討が必要。

# 行政評価票(施設の管理運営)

処理手続: 利用者・コスト等はラ・ペアーレ浜田全体

整理番号

445

複数計上: (445)(446)

施設名:	ラ・ペアーレ浜田	担当課:	健康福祉 地域福祉課
所在地:	浜田市浅井町64-11	管理形態:	指定管理者(指名) H22~H24
目的:	市民の健康づくり及び生きがいがづくりを支援し、もって市民の福祉の向上に資する。		
設置条例:	ラ・ペアーレ浜田条例	建築年度:	平成7年度

## I 施設の基本的事項

事業内容:	1. 心身の健康を増進するための事業(温水プール、トレーニング、スタジオ教室等) 2. 芸術、文化活動等に関する事業(カルチャー教室等) 3. その他ラ・ペアーレの設置の目的を達成するために必要な事業 H21は土地開発公社所有。H22から市有施設として指定管理。		
施設区分:	その他社会福祉施設	プール	
施設内容:	【構造・階】鉄筋コンクリート造陸屋根3階、【敷地面積】2,440㎡、【延床面積】1,831㎡【土地所有者】市 1階:ロビー、事務室、健康相談室、トイレ、機械室等 2階:更衣室(男・女)、プール、多目的ホール、トレーニングルーム、トイレ、シャワー室等 3階:教養室(1~3)、和室、トイレ等		
利用対象者:	一般市民	60,180 人	利用者H17: 0
料金体系等:	○トレーニングルーム・小学生~大学生・受講生:300円/回、3,000円/回数券・一般:400円/回、4,000円/回数券 ○会議室・和室:500円/h(冷暖房使用時には		利用者H18: 0 利用者H19: 0
施設職員(人)	常勤 0 人 嘱・パート: 2 人 (うち市職員) 正規: 0 嘱: 0 臨: 0 パ: 0		利用者H20: 0 利用者H21: 46,560
代替・類似施設の有無	無(施設は類似するものもあるが、利用の内容や目的が異なる)		

## II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入)	建設費用(千円)		
利用料等	0	0	36,510	施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか。 利用料等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県等	合計	135,633	
指定管理料	0	0	0		一般財源:	135,633	
市補助金	0	0	12,507		国県支出金:	0	
市委託金	0	0	0		起債:	0	
その他	0	0	329		その他:	0	
収入合計	0	0	49,346		H21利用度(利用者/対象者)	0.77 回	
光熱水費	0	0	9,772	(支出)		H21受益者負担率 (利用料等/支出合計)	74.0 %
委託費	0	0	3,683	施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。			
人件費	0	0	18,872				
その他	0	0	17,019				
支出合計	0	0	49,346				
大規模修繕: H22~H27	予定なし	0	改修: H22~H27	予定なし	0		
施設設置の効果	市民の健康づくり及び生きがいがづくりによる市民の福祉の向上		建設費用は土地及び建物の取得費(平成21年度)				

## III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	1	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
	1	市内に民間を含め、類似施設がない。
効率性:	1	利用者が増加している。
	1	収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
	1	現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
一次評価:	<b>存続</b>	本施設は心身の健康や増進及び芸術、文化活動等の施設として役割を果たしている。
総合評価:	<b>存続</b>	市民の健康増進、文化活動の面から、改修が必要ない間は存続。ただし、今後の利用状況などから改修時の方針を検討する必要があり、特に高コストのプールは廃止も含めた検討が必要。

# 行政評価票(施設の管理運営)

処理手続: \_\_\_\_\_

整理番号

83

複数計上: \_\_\_\_\_

施設名:	浜田市やさかやすらぎの家	担当課:	健康福祉 弥栄市民福祉課
所在地:	浜田市弥栄町木都賀1530番地1	管理形態:	指定管理者(指名) H22~H24
目的:	日常生活に不安を持つ高齢者へ、共同生活を通じ生活指導、生活支援及び介護予防を行うことにより、高齢者の健康の保持及び社会的孤立感の解消を目的とする。		
設置条例:	やすらぎの家条例	自治法第244条の2第1項	建築年度: H18

## I 施設の基本的事項

事業内容:	日常生活に不安を持つ高齢者に対し、少人数(定員6人)のグループで生活する場を提供することにより、社会的孤立感の解消と健康の保持を図る。 なお、利用対象者数は定員とし、下の利用度は入居率を表わしている。		
施設区分:	グループリビング		
施設内容:	【構造・階】木造地上1F階、【敷地面積】424.69㎡、【延床面積】175.00㎡、【土地所有者】市 ①リビングスペース(48.00㎡/1室)②居室スペース(16.00㎡/6室)③(㎡/室)④(㎡/室)⑤(㎡/室)		
利用対象者:	日常生活に不安を持つ高齢者	6人	利用者H17: 0
料金体系等:	1人1月当たり10,000円を上限とし、指定管理者が市長の承認を得て定める。		利用者H18: 0
			利用者H19: 2
施設職員(人)	常勤 16人 嘱・パート: 6人		利用者H20: 5
	(うち市職員) 正規: 0 嘱: _____ 臨: _____ パ: _____		利用者H21: 3
代替・類似施設の有無	あさひやすらぎの家		

## II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入) 施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか。	建設費用(千円)
利用料等	938	1,095	733	利用料等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県等	合計 28,708
指定管理料	1,107	1,047	1,047		一般財源: 28,708
市補助金		0	0		国県支出金: 0
市委託金			0		起債: 0
その他	1	2	1		その他: 0
収入合計	2,046	2,144	1,781		H21利用度(利用者/対象者) <b>0.50回</b>
光熱水費	359	509	412	(支出) 施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	H21受益者負担率 (利用料等/支出合計) <b>44.2%</b>
委託費		0	0		
人件費	471	871	924		
その他	806	289	323		
支出合計	1,636	1,669	1,659		
大規模修繕: H22~H27	なし			改修: H22~H27	なし
施設設置の効果	日常生活に不安を持つ世帯への支援				0

## III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	1	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
		市内に民間を含め、類似施設がない。
		会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:		利用者が増加している。
	1	収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
		現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
一次評価:	<b>存続</b>	自治区内では高齢化率も高く、日常生活に不安を持つ高齢者への支援として、今後も必要な施設である。
総合評価:	<b>存続</b>	高齢者の多い地域でもあり、高齢者福祉に必要な施設として存続。

# 行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

整理番号

85

複数計上:

施設名:	浜田市弥栄老人福祉センター	担当課:	健康福祉 弥栄市民福祉課
所在地:	浜田市弥栄町木都賀1526番地3	管理形態:	直営 H~H
目的:	老人の福祉を図るため。		
設置条例:	弥栄老人福祉センター条例	老人福祉法第15条第5項	建築年度: S55

## I 施設の基本的事項

事業内容:	各種相談、レクリエーション等の実施、老人クラブに対する援助等のための施設 常駐職員はなく、市の杵束出張所で受付。		
施設区分:	老人福祉センター	集会施設	その他
施設内容:	【構造・階】鉄筋コンクリート造地上2F階、【敷地面積】---㎡、【延床面積】弥栄福祉センター建物の内12.96㎡、【土地所】 ①集会室(169.29㎡/1室)②教養娯楽室(35.16㎡/1室)③書庫(44.55㎡/1室)④社会福祉協議会事務所(12.96㎡/1室) ⑤保健相談室(16.20㎡/1室)		
利用対象者:	浜田市総人口(H22.7.1現在)	60,180 人	利用者H17: 0
料金体系等:	教養娯楽室: 半日600円、集会室: 半日1,000円、湯沸場: 半日300円、全館: 半日3,000円		利用者H18: 2,421
施設職員 (人)	常勤	0 人	利用者H19: 1,844
	嘱・パート	0 人	利用者H20: 2,532
代替・類似 施設の有無	うち市職員	正規: 0 嘱: 1 臨: 1	利用者H21: 1,945
	弥栄老人憩いの家		

## II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入) 施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか	建設費用(千円)
利用料等	17	18	30	利用料等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県等	合計 80,000
指定管理料	0		0		一般財源: 2,340
市補助金			0		国県支出金: 32,660
市委託金					起債: 45,000
その他					その他:
収入合計	17	18	30		H21利用度(利用者/対象者) 0.03 回
光熱水費	601	660	557	(支出) 施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	H21受益者負担率 (利用料等/支出合計) 4.0 %
委託費		0			
人件費					
その他	513	878	189		
支出合計	1,114	1,538	746		
大規模修繕: H22~H27				改修: H22~H27	
施設設置 の効果					

## III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	1	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
		市内に民間を含め、類似施設がない。
		会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:		利用者が増加している。
	1	収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
		現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
一次評価:	<b>存続</b>	弥栄自治区内には、各種団体が活動する施設が少ないため利用者のニーズも高い。今後も必要な施設といえる。
総合評価:	<b>存続</b>	公民館など多様な機能があり存続。ただし、老人福祉センター機能は、「老人憩いの家」など他施設との統合も含めて、市全体の方針を検討すべき。

# 行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

整理番号

88

複数計上:

施設名:	浜田市老人憩いの家	担当課:	健康福祉 弥栄市民福祉課
所在地:	浜田市弥栄町木都賀1528番地1	管理形態:	直営 H~H
目的:	老人の憩いの場を提供し、老人福祉の増進を図ることを目的とする。		
設置条例:	老人憩いの家条例	自治法第244条の2第1項	建築年度: S48

## I 施設の基本的事項

事業内容:	各種団体の集会・レクリエーション活動に使用		
施設区分:	老人憩いの家	公民館	集会施設
施設内容:	【構造・階】鉄筋コンクリート造地上2F階、【敷地面積】3,578.08㎡、【延床面積】513.97㎡、【土地所有者】市 ①集会室(94.68㎡/1室)②厨房(33.76㎡/1室)③図書室(50.57㎡/1室)④事務室(公民館)(12.00㎡/1室)⑤和室(8畳~12畳㎡/4室)		
利用対象者:	浜田市総人口(H22.7.1.現在)	60,180 人	利用者H17:
料金体系等:	休養室:半日600円、集会室:半日900円、炊事場:半日1,000円、全館:半日4,000円、慶弔利用:1日30,000円など		利用者H18: 3,712
施設職員(人)	常勤 <input type="text" value="0"/> 人 嘱・パート: <input type="text" value="1"/> 人		利用者H19: 4,095
	(うち市職員) 正規: <input type="text" value="0"/> 嘱: <input type="text" value="0"/> 臨: <input type="text" value="0"/> パ: <input type="text" value="1"/>		利用者H20: 5,184
			利用者H21: 3,710
代替・類似施設の有無	弥栄老人福祉センター		

## II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入) 施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか	建設費用(千円)	
利用料等	592	610	452	利用料等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県等	合計	26,800
指定管理料	0	0	0		一般財源:	10,200
市補助金	0	0	0		国県支出金:	0
市委託金	0	0	0		起債:	16,600
その他	0	0	0		その他:	0
収入合計	592	610	452		H21利用度(利用者/対象者)	0.06 回
光熱水費	457	444	424	(支出) 施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	H21受益者負担率 (利用料等/支出合計)	19.7 %
委託費	0	0	0			
人件費	721	771	750			
その他	708	856	1,124			
支出合計	1,886	2,071	2,298			
大規模修繕: H22~H27				改修: H22~H27		
施設設置の効果						

## III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	<input type="text" value="1"/>	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。 収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。 市内に民間を含め、類似施設がない。 会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:	<input type="text" value="1"/>	利用者が増加している。 収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。 現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
一次評価:	<b>存続</b>	弥栄自治区内には、各種団体等が活動できる施設が少ない。また、慶弔時にも施設を利用しており、地域にとってこの施設の役割は大きく、今後も必要な施設である。
総合評価:	<b>存続</b>	地域住民福祉の拠点となっており存続。 ただし、「弥栄老人福祉センター」との統合による一体的・効率的な管理運営を検討するべき。

# 行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

整理番号

57

複数計上:

施設名:	浜田市三隅デイサービスセンター	担当課:	健康福祉 三隅福祉課
所在地:	浜田市三隅町向野田1880番地3	管理形態:	指定管理者(指名) H21~H23
目的:	高齢者の在宅福祉の向上		
設置条例:	三隅デイサービスセンター条例	老人福祉法第15条第2項	建築年度: H6

## I 施設の基本的事項

事業内容:	要介護者又は要支援者に老人デイサービスセンターに通ってもらい、その施設に於いて入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を行う。		
施設区分:	デイサービスセンター		
施設内容:	【構造・階】鉄骨造地上1階建階、【敷地面積】4,333.11㎡、【延床面積】454.35㎡、【土地所有者】市 ①事務室・相談室(㎡/1室)②ダイニング(115.20㎡/1室)③和室6畳・和室12畳(9.90 19.80㎡/2室)④特別浴室(28.59㎡/1室)⑤一般浴室(25.09㎡/1室)		
利用対象者:	介護保険認定者(三隅自治区)	582 人	利用者H17: 8,016
料金体系等:	介護報酬単価による(4~6時間) 要支援...2,829円~4,956円/回、要介護...1,108円~1,428円/日		利用者H18: 6,868
施設職員(人)	常勤 11 人 嘱・パート: 14 人		利用者H19: 6,315
	(うち市職員) 正規: 0 嘱: 臨: パ:		利用者H20: 5,915
			利用者H21: 5,544
代替・類似施設の有無			

## II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入) 施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか	建設費用(千円)
利用料等	3,464	3,196	3,001	利用料等...施設利用者 指定管理料...浜田市 市補助金/委託金...浜田市 その他...国県等	合計 175,101
指定管理料	0	0	0		一般財源: 6,631
市補助金	0				国県支出金: 58,470
市委託金	0				起債: 110,000
その他	51,474	50,117	49,475		その他: 0
収入合計	54,938	53,313	52,476		H21利用度(利用者/対象者) <b>9.53 回</b>
光熱水費	2,739	2,738	2,481	(支出) 施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	H21受益者負担率 (利用料等/支出合計) <b>5.7 %</b>
委託費	236	242	431		
人件費	42,136	41,158	40,433		
その他	9,827	9,175	9,131		
支出合計	54,938	53,313	52,476		
大規模修繕: H22~H27				改修: H22~H27	
施設設置の効果	介護保険要支援・要介護認定者の日常の指導訓練を行っている		利用者は通所サービスを通じて、体を動かすことや会話を通じて心身の機能低下の予防と維持を行っている。		

## III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
		収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
		市内に民間を含め、類似施設がない。
効率性:	1	会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
		利用者が増加している。
	1	収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
一次評価:	1	現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
	<b>存続</b>	高齢者が増加する中であって、心身に障害が生じて在宅で生活し続けられるよう指導訓練を実施している。
総合評価:	<b>存続</b>	当面存続とするが、民間と競合する施設であり、市全体の需要や、社会福祉協議会の役割も含めて検討が必要。

# 行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

整理番号

64

複数計上:

施設名:	浜田市三隅保健センター	担当課:	健康福祉	三隅福祉課
所在地:	浜田市三隅町向野田581番地	管理形態:	直営	H10~H22
目的:	市民の健康増進と疾病予防、公衆衛生の向上			
設置条例:	保健センター条例	自治法第244条の2第1項	建築年度:	H10

## I 施設の基本的事項

事業内容:	(1)各種健康相談及び保健指導 (2)健康教室 (3)介護予防教室 (4)妊産婦及び乳幼児の相談及び教室 (5)特定健康診査 (6)がん検診 (7)乳幼児健康診査 (8)予防接種 (9)健康づくり組織・団体の育成 (10)その他市民の健康保持及び増進に必要な事業。なお、常駐職員は無し。			
施設区分:	保健センター	公民館		
施設内容:	【構造・階】木造地上1階建階、【敷地面積】30,432.32㎡、【延床面積】136.85㎡、【土地所有者】市 ①健康増進室(48.00㎡/1室)②会議室(42.00㎡/1室)③診察室(24.00㎡/1室)④口腔保健室(10.00㎡/1室)⑤事務室(98.00㎡/1室)			
利用対象者:	三隅自治区市民	6,881 人	利用者H17:	1,773
料金体系等:	無料		利用者H18:	1,604
			利用者H19:	1,357
施設職員(人)	常勤 <input type="text" value="0"/> 人 嘱・パート: <input type="text" value="0"/> 人		利用者H20:	1,245
	(うち市職員) 正規: <input type="text" value="0"/> 嘱: <input type="text" value="0"/> 臨: <input type="text" value="0"/> パ: <input type="text" value="0"/>		利用者H21:	1,426
代替・類似施設の有無	無			

## II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入)	建設費用(千円)	
利用料等	0	0	0	施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか 。利用者等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県等	合計	113,944
指定管理料	0	0	0		一般財源:	10,787
市補助金	0	0	0		国県支出金:	103,157
市委託金	0	0	0		起債:	0
その他	0	0	0		その他:	0
収入合計	0	0	0		H21利用度(利用者/対象者)	0.21 回
光熱水費	453	440	400	(支出)	H21受益者負担率	(利用料等/支出合計) 0.0 %
委託費	165	165	0	施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。		
人件費	0	0	0			
その他	194	172	134			
支出合計	812	777	534			
大規模修繕: H22~H27				改修: H22~H27		0
施設設置の効果	健康づくりの拠点		乳幼児から高齢者まで心と身体の健康づくりの場となっている。			

## III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	<input type="text" value="1"/>	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	<input type="text" value="1"/>	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
	<input type="text"/>	市内に民間を含め、類似施設がない。
	<input type="text"/>	会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:	<input type="text"/>	利用者が増加している。
	<input type="text"/>	収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
一次評価:	<input type="text" value="1"/>	現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
	<b>存続</b>	乳幼児の健診・相談など子どもの健康づくりから、高齢者の教室・健(検)診など、乳幼児から高齢者までの健康づくりの拠点として、また、保健委員や食生活改善推進協議会の役員会の場として健康づくり団体の拠点ともなっており存続が必要である。
総合評価:	<b>存続</b>	公民館機能もあり、三隅自治区の健康づくりの拠点として存続すべき施設。ただし、保健センター機能は、市全体の方針を見直すべき。

# 行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

整理番号

67

複数計上:

施設名:	浜田市三隅老人福祉センターみすみ荘	担当課:	健康福祉 三隅福祉課
所在地:	浜田市三隅町向野田605番地2	管理形態:	指定管理者(指名) H21~H23
目的:	老人福祉の増進		
設置条例:	三隅老人福祉センター条例	老人福祉法第15条第5項	建築年度: S52

## I 施設の基本的事項

事業内容:	地域福祉推進の諸会議などの開催や、高齢者・障がい者等の健康増進、レクリエーション、各種相談支援活動、介護保険事業等も行っている。社会福祉協議会の事務所も設置されている。		
施設区分:	老人福祉センター	その他社会福祉施設	
施設内容:	【構造・階】鉄筋コンクリート造地上2階建階、【敷地面積】1,661.00㎡、【延床面積】613.60㎡、【土地所有者】市 ①集会室(84.75㎡/1室)②居宅事務所(89.95㎡/1室)③社協事務室(35.79㎡/1室)④研修室(17.87 24.61 21.81 21.08㎡/4室)⑤(㎡/室)		
利用対象者:	三隅自治区市民	6,881 人	利用者H17: 1,147
料金体系等:	研修室:200円~800円/時間、集会室:600円~1,200円/時間		利用者H18: 1,084
施設職員 (人)	常勤	3 人	利用者H19: 1,002
	嘱・パート	0 人	利用者H20: 1,221
代替・類似 施設の有無	うち市職員	正規: 0	利用者H21: 1,184
	嘱・臨	嘱: 0 臨: 0	

## II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入)	建設費用(千円)	
利用料等	71	70	62	施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか 。利用者等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県等	合計	79,708
指定管理料	6,315	6,155	5,880		一般財源:	23,956
市補助金	0	0	0		国県支出金:	16,152
市委託金					起債:	39,600
その他					その他:	0
収入合計	6,386	6,225	5,942		H21利用度(利用者/対象者)	0.17 回
光熱水費	877	798	823	(支出)	H21受益者負担率	1.0 %
委託費	1,183	1,188	959	施設を運営するには、どのよ うな経費(人件費を含む)がか かるのか。		
人件費	3,354	3,512	3,544			
その他	972	727	616			
支出合計	6,386	6,225	5,942			
大規模修繕: H22~H27				改修: H22~H27		0
施設設置 の効果	地域福祉の活動拠点		地域福祉の推進を図るための諸会議を開催し、高齢者・障がい者等の在宅生活を支援している。			

## III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	1	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
	1	市内に民間を含め、類似施設がない。
効率性:		会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
		利用者が増加している。
	1	収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
一次評価:	1	現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
	存続	高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、心身に障害が生じても引き続き居宅において日常生活を営むことができるように支援する為の施設である。
総合評価:	存続	地域福祉の拠点として存続。 ただし、老人福祉センター機能は、他施設との統合も含めて、市全体の方針を検討すべき。

# 行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

整理番号

34

複数計上:

施設名:	浜田市あさひやすらぎの家	担当課:	健康福祉 旭市民福祉課
所在地:	浜田市旭町本郷362番地23	管理形態:	指定管理者(指名) H21~H23
目的:	日常生活に不安を持つ高齢者へ、共同生活を通じて社会的孤立感の解消及び介護予防と健康を保持を図る場の提供		
設置条例:	やすらぎの家条例	自治法第244条の2第1項	建築年度: H14

## I 施設の基本的事項

事業内容:	日常生活に不安を持つ高齢者に対し、少人数(定員6名)のグループで生活する場を提供することにより、社会孤立感の解消と健康の保持を目的とする。H20までの管理は「あさひふれあいプラザ」とまとめて指定管理としており、指定管理料は0円。コストも2施設の合計で計上。H21からそれぞれで指定管理料を支出。利用対象者は定員、利用度は入居率。		
施設区分:	グループリビング		
施設内容:	【構造・階】木造地上1階、【敷地面積】545.00㎡、【延床面積】162.00㎡、【土地所有者】市 ①居室(14.00㎡/6室)②ダイニングリビング(44.00㎡/1室)③台所(7.50㎡/1室)④便所(4.00㎡/2室)⑤浴室(7.40㎡/室)		
利用対象者:	日常生活に不安を持つ高齢者	6人	利用者H17: 4
料金体系等:	1人1月あたり10,000円を上限とし、指定管理者が市長の承認を得て定める		利用者H18: 4
			利用者H19: 3
施設職員(人)	常勤 <input type="text"/> 0人 嘱・パート: <input type="text"/> 1人		利用者H20: 3
	(うち市職員) 正規: <input type="text"/> 0 嘱: <input type="text"/> 0 臨: <input type="text"/> 0 パ: <input type="text"/> 0		利用者H21: 4
代替・類似施設の有無	やさかやすらぎの家		

## II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入) 施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか	建設費用(千円)		
利用料等	542	616	724	利用料等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県等	合計	40,519	
指定管理料	0	0	488		一般財源:	1,521	
市補助金	0	0	0		国県支出金:	38,998	
市委託金	0	0	0		起債:	0	
その他	0	0	7		その他:		
収入合計	542	616	1,219		H21利用度(利用者/対象者)	0.67回	
光熱水費	489	304	290	(支出) 施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。		H21受益者負担率 (利用料等/支出合計)	89.9%
委託費	123	0					
人件費	108	48	230				
その他	23	264	285				
支出合計	743	616	805				
大規模修繕: H22~H27				改修: H22~H27			
施設設置の効果	施設でのグループ生活を通じ、日常生活に不安を持つ高齢者の孤立感、健康保持が図れた。						

## III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	<input type="text"/> 1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	<input type="text"/> 1	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
	<input type="text"/>	市内に民間を含め、類似施設がない。
	<input type="text"/>	会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:	<input type="text"/> 1	利用者が増加している。
	<input type="text"/> 1	収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。 現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
一次評価:	<b>存続</b>	自治区内の高齢化率が高まるにつれ社会的孤立感等、日常生活に不安を持つ高齢者数も増加の傾向にあり、あさひやすらぎの家が担う役割は大きく、今後も必要な施設と考える。
総合評価:	<b>存続</b>	高齢化が進む地域にとっては必要な施設であり、存続。

# 行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

整理番号

35

複数計上:

施設名:	浜田市あさひふれあいプラザ	担当課:	健康福祉 旭市民福祉課
所在地:	浜田市旭町本郷362番地22	管理形態:	指定管理者(指名) H21~H23
目的:	市民の健康の増進と介護予防に資するため、憩いと休養、世代間交流、地域交流の拠点		
設置条例:	あさひふれあいプラザ条例	自治法第244条の2第1項	建築年度: H14

## I 施設の基本的事項

**事業内容:** 地域福祉に関する会議(地域ケア会議)の開催・各種福祉関係研修会場として利用  
H20までの管理は「あさひやすらぎの家」とまとめて指定管理としており、コストも「やすらぎの家」でまとめて計上。  
なお、常駐の職員は無し。

**施設区分:**  その他社会福祉施設

**施設内容:** 【構造・階】木造地上1階階、【敷地面積】331.00㎡、【延床面積】129.00㎡、【土地所有者】市  
①展示室(34.00㎡/1室)②台所食堂(35.00㎡/1室)③高齢者室(18.00㎡/1室)

**利用対象者:** 旭自治区市民(3,203人)及び福祉担当職員(25人)  3,228 人 利用者H17:

**料金体系等:** 無料 利用者H18:  522

**施設職員(人):** 常勤  0 人 嘱・パート:  0 人 利用者H19:  508  
(うち市職員) 正規:  0 嘱:  0 臨:  0 パ:  0 利用者H20:  19  
利用者H21:  249

**代替・類似施設の有無**

## II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入)	建設費用(千円)	
利用料等	0	0	0	施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか。 。 利用料等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県等	合計	35,196
指定管理料			422		一般財源:	1,196
市補助金			0		国県支出金:	34,000
市委託金			0		起債:	0
その他			0		その他:	0
収入合計	0	0	422		H21利用度(利用者/対象者)	0.08 回
光熱水費			89	(支出)	H21受益者負担率	(利用料等/支出合計) 0.0 %
委託費			0	施設を運営するには、どのよ うな経費(人件費を含む)がか かるのか。		
人件費			0			
その他			219			
支出合計	0	0	308			
大規模修繕: H22~H27	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	改修: H22~H27	<input type="text"/>	<input type="text"/>
施設設置 の効果	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>			

## III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	<input type="text"/>	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	<input type="text"/> 1	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
	<input type="text"/>	市内に民間を含め、類似施設がない。
効率性:	<input type="text"/>	会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
	<input type="text"/>	利用者が増加している。
	<input type="text"/>	収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
一次評価:	<input type="text"/>	現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
	<input type="text"/> 存続	本来の目的である、市民の健康の増進と介護予防に資するための憩いと休養、世代間交流、地域交流の拠点としての役割が果たされていない。 今後、福祉担当職員の研修だけでなく、本来の設置目的に沿った利用を促進する。
総合評価:	<input type="text"/> 存続	現時点では存続として、更なる効果的な活用を目指す。 ただし、「やすらぎの家」との機能統合や、地元団体への譲渡など、施設の有効利用と効率的な管理運営を検討すべき。

# 行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

整理番号

45

複数計上:

施設名:	浜田市旭保健センター	担当課:	健康福祉 旭市民福祉課
所在地:	浜田市旭町今市637番地	管理形態:	直営 H~H
目的:	住民に対し健康相談、保健指導及び健康診査その他、健康増進に関する必要な事業を行なう		
設置条例:	保健センター条例	自治法第244条の2第1項	建築年度: S59

## I 施設の基本的事項

事業内容:	【健康増進事業】 乳幼児健康診査、特定健康診査、後期高齢者健康診査、肺がん検診、結核レントゲン検診、子宮頸がん検診、乳がん検診、断酒会、健康・育児・栄養相談、健診報告会、健康教室、子育てサロン、巡回人間ドック、ふるさと祭りでの健康チェック、いきいきサロン等		
施設区分:	保健センター		
施設内容:	【構造・階】鉄骨・鉄筋併用造地上1階階、【敷地面積】5,633.23㎡、【延床面積】507.74㎡、【土地所有者】市 待合ホール81.83㎡ 事務室 34.78㎡ 診療室24.00㎡ 検査室16.00㎡ 健康相談室 23.79㎡ 機能回復訓練室156.37㎡		
利用対象者:	浜田市民	60,180 人	利用者H17: 1,200
料金体系等:	0		利用者H18: 1,200
			利用者H19: 1,250
施設職員(人)	常勤 0 人 嘱・パート: 0 人		利用者H20: 1,370
	(うち市職員) 正規: 0 嘱: 0 臨: 0 パ: 0		利用者H21: 1,390
代替・類似施設の有無			

## II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入) 施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか	建設費用(千円)
利用料等	0	0	0	利用料等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県等	合計 108,420
指定管理料	0	0	0		一般財源: 70,720
市補助金	0	0	0		国県支出金: 37,700
市委託金	0	0	0		起債: 0
その他	0	0	0		その他: 0
収入合計	0	0	0		H21利用度(利用者/対象者) 0.02 回
光熱水費	325	300	384	(支出) 施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	H21受益者負担率 (利用料等/支出合計) 0.0 %
委託費	336	121	13		
人件費	0	0	0		
その他	36	149	121		
支出合計	697	570	518		
大規模修繕: H22~H27		0	改修: H22~H27		0
施設設置の効果	健康増進事業の推進施設				

## III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	1	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
		市内に民間を含め、類似施設がない。
		会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:	1	利用者が増加している。
		収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
		現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
一次評価:	<b>存続</b>	
総合評価:	<b>存続</b>	公民館機能もあり、旭自治区の健康づくりの拠点として存続。ただし、保健センター機能は、市全体の方針を見直すべき。

# 行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

整理番号

56

複数計上: (49)(56)

施設名:	浜田市金城高齢者生活福祉センター(居住)	担当課:	健康福祉 金城市民福祉課
所在地:	浜田市金城町下来原1541番地20	管理形態:	指定管理者(指名) H21~H23
目的:	身体が虚弱なため日常生活を営むのに支障があるもの及び配偶者に居住サービスを提供するため		
設置条例:	金城高齢者生活福祉センター条例	自治法第244条の2第1項	建築年度: H6

## I 施設の基本的事項

事業内容:	自宅生活が不安な高齢者に対する居住施設を提供する。		
施設区分:	その他社会福祉施設		
施設内容:	【構造・階】鉄骨・鉄筋併用造地上1階、【敷地面積】7,717.83㎡、【延床面積】2,296.72㎡、【土地所有者】市 一人部屋10室、夫婦用3室、合計16人が利用可能。		
利用対象者:	浜田市の高齢者(65歳以上)	11,293 人	利用者H17: <input type="text"/>
料金体系等:	・使用料(10,000円/月) ・その他食費光熱費等自己負担		利用者H18: 121
施設職員 (人)	常勤 <input type="text"/> 1 人 嘱・パート: <input type="text"/> 5 人		利用者H19: 94
	(うち市職員) 正規: <input type="text"/> 0 嘱: <input type="text"/> 臨: <input type="text"/> パ: <input type="text"/>		利用者H20: 62
代替・類似施設の有無			利用者H21: 61

## II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入) 施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか	建設費用(千円)	
利用料等	839	524	556	利用料等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県等	合計	1,055,343
指定管理料	14,080	15,166	14,400		一般財源:	41,283
市補助金	0	0	0		国県支出金:	2,160
市委託金	0	0	0		起債:	1,011,900
その他	477	281	302		その他:	0
収入合計	15,396	15,971	15,258		H21利用度(利用者/対象者) <b>0.01 回</b>	
光熱水費	1,628	1,513	1,421	(支出) 施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	H21受益者負担率 (利用料等/支出合計) <b>3.6 %</b>	
委託費	1,524	1,561	1,593			
人件費	9,172	9,520	9,724			
その他	3,072	3,132	2,665			
支出合計	15,396	15,726	15,403			
大規模修繕: H22~H27				改修: H22~H27	クッキングヒーター(H22)	599
施設設置の効果	自宅生活に不安のある高齢者に居住施設を提供する。		生活用品の買物ができない方や健康に不安がある高齢者が利用している。			

## III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	<input type="text"/> 1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	<input type="text"/> 1	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。 市内に民間を含め、類似施設がない。
効率性:	<input type="text"/> 1	会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
	<input type="text"/> 1	利用者が増加している。 収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
一次評価:	<b>存続</b>	現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。 自立生活の援助、孤独感の解消、精神的労苦の軽減を図る等の役割を果たしている。 H18から指定管理をしており、指定管理料の削減を実施中である。
総合評価:	<b>存続</b>	浜田市全体で高齢者福祉に活用できる施設であり、存続。 ただし、老朽化後の方針を検討した上で、他施設との機能統合や転用、民間への譲渡なども検討すべき。

# 行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

整理番号

49

複数計上: (49)(56)

施設名:	浜田市金城高齢者生活福祉センター(デイサービス)	担当課:	健康福祉 金城市民福祉課
所在地:	浜田市金城町下来原1541番地20	管理形態:	指定管理者(指名) H21~H23
目的:	入所及び通所を通し在宅の高齢者等の自主的生活の助長、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持向上を図るとともに、その家族の身体的及び精神的な労苦の軽減を図り、もって地域社会福祉の向上に資する。		
設置条例:	金城高齢者生活福祉センター条例	自治法第244条の2第1項	建築年度: H6

## I 施設の基本的事項

事業内容:	デイサービス、短期入所、障害者介護		
施設区分:	デイサービスセンター	老人短期入所施設	
施設内容:	【構造・階】鉄骨・鉄筋併用造地上1階、【敷地面積】7,717.83㎡、【延床面積】2,296.72㎡、【土地所有者】市 ①多目的ホール(98.00㎡/1室)②会議室兼研修室(72.75㎡/1室)③相談室(14.35㎡/1室)④居住部屋(445.37㎡/13室) ⑤事務室(116.16㎡/1室)		
利用対象者:	介護保険認定者(金城自治区)	386 人	利用者H17: 0
料金体系等:	介護保険による1割負担		利用者H18: 5,386
施設職員 (人)	常勤	4 人	利用者H19: 5,339
	嘱・パート	10 人	利用者H20: 4,783
	(うち市職員) 正規:	0	嘱: 0 臨: 0 パ: 0
			利用者H21: 4,057
代替・類似施設の有無			

## II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入)	建設費用(千円)	
利用料等	4,869	4,790	4,316	施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか。 利用料等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県等	合計	1,055,343
指定管理料	0	0	0		一般財源:	41,283
市補助金	0	0	0		国県支出金:	2,160
市委託金	0	0	0		起債:	1,011,900
その他	43,820	43,110	38,845		その他:	0
収入合計	48,689	47,900	43,161		H21利用度(利用者/対象者)	10.51 回
光熱水費	2,958	3,180	2,968	(支出)	H21受益者負担率 (利用料等/支出合計)	9.2 %
委託費	1,557	1,515	1,557	施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。		
人件費	39,182	38,957	34,015			
その他	9,605	11,860	8,242			
支出合計	53,302	55,512	46,782			
大規模修繕: H22~H27		0	改修: H22~H27	浴室脱衣場壁改修・火災報知器取替え工事(H22)	1,181	
施設設置の効果	高齢者等への介護サービスの提供			H17.4~20.6まで金城自治区で唯一の介護事業所。(H20.7からは2か所)		

## III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	1	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。 市内に民間を含め、類似施設がない。
効率性:	1	会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
	1	利用者が増加している。 収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
一次評価:	存続	現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。 指定管理者の社会福祉協議会によって利用料や介護報酬により運営されており、市の負担はない。
総合評価:	存続	当面存続とするが、民間と競合する施設であり、市全体の需要や、社会福祉協議会の役割も含めて検討が必要。

# 行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

整理番号

53

複数計上:

施設名:	浜田市金城老人福祉センター	担当課:	健康福祉	金城市民福祉課
所在地:	浜田市金城町下来原171番地	管理形態:	直営	H~H
目的:	老人福祉の増進を図る。			
設置条例:	金城老人福祉センター条例	老人福祉法第15条第5項	建築年度:	S60

## I 施設の基本的事項

事業内容:	健康相談、栄養相談、育児相談、酒害相談・断酒会、乳幼児健診、ミニデイサービス、研修会、会議 常駐職員は無し。金城支所に併設されており、必要なときに使用。			
施設区分:	老人福祉センター			
施設内容:	【構造・階】鉄筋コンクリート造地上2階、【延床面積】531.19㎡、【土地所有者】市 ①集会室(58.40㎡/1室)②娯楽室(22.50㎡/1室)③会議室(2階)(77.00㎡/室)④(㎡/室)⑤(㎡/室)			
利用対象者:	金城自治区市民	4,841 人	利用者H17:	403
料金体系等:	無料		利用者H18:	636
			利用者H19:	720
施設職員 (人)	常勤 <input type="text" value="0"/> 人 嘱・パート: <input type="text" value="0"/> 人		利用者H20:	535
	(うち市職員) 正規: <input type="text" value="0"/> 嘱: <input type="text"/> 臨: <input type="text"/> パ: <input type="text"/>		利用者H21:	599
代替・類似施設の有無				

## II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入) 施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか。	建設費用(千円)	
利用料等			0	利用料等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県等	合計	86,864
指定管理料					一般財源:	956
市補助金					国県支出金:	40,908
市委託金					起債:	45,000
その他					その他:	0
収入合計	0	0	0		H21利用度(利用者/対象者) <b>0.12 回</b>	
光熱水費				(支出) 施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	H21受益者負担率 (利用料等/支出合計) <b>#Num! %</b>	
委託費						
人件費						
その他						
支出合計	0	0	0			
大規模修繕: H22~H27				改修: H22~H27		
施設設置の効果	各種相談、健診場所として利用。		金城支所1階部分にあるため、利便性が高い。			

## III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	<input type="text" value="1"/>	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。 収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。 市内に民間を含め、類似施設がない。
効率性:	<input type="text" value="1"/>	利用者が増加している。 収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。 現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
一次評価:	<b>存続</b>	支所庁舎と一体となった施設であり、市が行う保健事業に欠くことのできないものである。
総合評価:	<b>存続</b>	支所併設の一体的な施設であり、効果的な利用ができるので存続。 ただし、老人福祉センター機能は、他施設への統合も含めて市全体の方針を検討すべき。

# 行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

整理番号

38

複数計上:

施設名:	浜田市あさひひまわり工房	担当課:	健康福祉 旭市民福祉課
所在地:	浜田市旭町本郷362番地45	管理形態:	指定管理者(指名) H21~H23
目的:	障害者福祉拠点施設として障害者福祉の増進を図る。		
設置条例:	浜田市地域活動支援センター条例	自治法第244条の2第1項	建築年度: H15

## I 施設の基本的事項

事業内容:	創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流促進その他障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援を行なう。		
施設区分:	障害者作業所		
施設内容:	【構造・階】木造地上1階階、【敷地面積】1,571.00㎡、【延床面積】335.00㎡、【土地所有者】市 ①作業訓練室(70.00㎡/1室)②会議室(54.00㎡/1室)③食堂(54.00㎡/1室)		
利用対象者:	身体・精神・知的障害を持ち利用を希望するもの。	11 人	利用者H17: 1,927
料金体系等:	無料		利用者H18: 1,524
			利用者H19: 1,674
施設職員(人)	常勤 2 人 嘱・パート: 3 人		利用者H20: 1,597
	(うち市職員) 正規: 0 嘱: 0 臨: 0 パ: 0		利用者H21: 1,671
代替・類似施設の有無	浜田市みすみ地域活動支援センターきずな		

## II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入)	建設費用(千円)	
利用料等	1,693	1,410	2,737	施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか 。 利用料等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県等	合計	52,784
指定管理料	3,598	3,598	4,300		一般財源:	0
市補助金	0	0	414		国県支出金:	52,784
市委託金	100	100	100		起債:	0
その他	1,100	1,100	0		その他:	0
収入合計	6,491	6,208	7,551		H21利用度(利用者/対象者)	151.91 回
光熱水費	666	1,053	425	(支出)	H21受益者負担率	(利用料等/支出合計) 36.2 %
委託費	117	113	119	施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。		
人件費	4,107	3,278	3,195			
その他	1,601	1,764	3,812			
支出合計	6,491	6,208	7,551			
大規模修繕: H22~H27				改修: H22~H27		
施設設置の効果	在宅障害者への生産活動及び創作活動の提供		利用者は通所し作業をすることが生きがいとなっている。			

## III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	1	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
	1	市内に民間を含め、類似施設がない。
効率性:		会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
		利用者が増加している。
	1	収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
一次評価:	1	現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
	存続	障害者を支援するための施設であり自治区内に同様の施設がないことから、支援を継続するためには必要な施設と考える。
総合評価:	存続	必要な施設であり存続であるが、他自治区には民間所有の施設もあり、市内で運営方法を統一するよう在り方を検討すべき。

# 行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

整理番号

61

複数計上:

施設名:	みすみ地域活動支援センターきずな	担当課:	健康福祉 三隅福祉課
所在地:	浜田市三隅町向野田581番地	管理形態:	指定管理者(指名) H21~H23
目的:	障害者福祉拠点施設として障害者福祉の増進を図る。		
設置条例:	浜田市地域活動支援センター条例	自治法第244条の2第1項	建築年度: H17

## I 施設の基本的事項

事業内容:	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進、その他障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援を行う。		
施設区分:	障害者作業所		
施設内容:	【構造・階】木造地上1階建階、【敷地面積】584.86㎡、【延床面積】237.36㎡、【土地所有者】市 ①作業室(1)(60.51㎡/1室)②食堂(34.57㎡/1室)③会議室(15.37 19.21㎡/2室)④作業室(2)(14.97㎡/1室)⑤静養・事務室(14.41㎡/1室)		
利用対象者:	身体・精神・知的障害を持ち利用を希望するもの。	16 人	利用者H17: 0
料金体系等:	無料		利用者H18: 1,230
			利用者H19: 1,716
施設職員(人)	常勤 1 人 嘱・パート: 1 人		利用者H20: 1,179
	(うち市職員) 正規: 0 嘱: 0 臨: 0 パ: 0		利用者H21: 1,365
代替・類似施設の有無	無		

## II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入) 施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか	建設費用(千円)
利用料等	1,010	980	1,065	利用料等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県等	合計 36,750
指定管理料	3,200	3,200	4,300		一般財源: 10,750
市補助金	205	205	207		国県支出金: 2,000
市委託金	0	0	0		起債:
その他	1,295	1,239	239		その他: 24,000
収入合計	5,710	5,624	5,811		H21利用度(利用者/対象者) <b>85.31 回</b>
光熱水費	320	334	329	(支出) 施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	H21受益者負担率 (利用料等/支出合計) <b>18.3 %</b>
委託費	31	31	31		
人件費	3,497	3,529	3,600		
その他	1,862	1,730	1,851		
支出合計	5,710	5,624	5,811		
大規模修繕: H22~H27		0	改修: H22~H27		
施設設置の効果	在宅障害者への創作的活動又は生産活動の機会の提供		利用者は通所し作業をすることに生きがいとなっている。		

## III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	1	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
	1	市内に民間を含め、類似施設がない。
効率性:	1	会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
		利用者が増加している。
		収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
一次評価:	1	現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
	<b>存続</b>	障害者を支援していく施設であり、支援を継続するためには必要な施設と考える。
総合評価:	<b>存続</b>	必要な施設であり存続であるが、他自治区には民間所有の施設もあり、市内で運営方法を統一するよう在り方を検討すべき。

# 行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

整理番号

70

複数計上:

施設名:	ふたば学級放課後児童クラブ	担当課:	健康福祉	子育て支援課
所在地:	浜田市港町208番地	管理形態:	直営	H~H
目的:	保護者が就労等により昼間家庭にいない子どもを対象として、放課後の時間帯に生活の場を提供し、遊び生活を通して子どもの健全育成を図る。建設費用不明(原井小学校体育館2階)			
設置条例:	放課後児童クラブ条例	児童福祉法第35条第3項	建築年度:	

## I 施設の基本的事項

事業内容:	原井小学校児童(低学年)で、放課後等保護者の保護が受けられない児童が、豊かで安全な生活の確保するためにこの事業を行う。			
施設区分:	放課後児童クラブ	体育館		
施設内容:	【構造・階】2階、【敷地面積】(学校敷地内)、【延床面積】45.00㎡、【土地所有者】市 ①45㎡/居室1、②22㎡/居室2			
利用対象者:	原井小学校低学年児童	109	利用者H17:	30
料金体系等:	月額 4,000円 加算額 ア 土曜日の加算(月額) 600円、イ 夏休み期間の加算(年額) 4,000円		利用者H18:	34
施設職員 (人)	常勤	0	利用者H19:	35
	嘱・パート	4	利用者H20:	37
代替・類似施設の有無	無		利用者H21:	40
	(うち市職員) 正規:	0	嘱:	0 臨:
			パ:	4

## II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入) 施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか	建設費用(千円)	
利用料等	2,185	2,084	2,609	利用料等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県等	合計	0
指定管理料	0	0	0		一般財源:	0
市補助金	0	0	0		国県支出金:	
市委託金	0	0	0		起債:	0
その他	611	1,768	1,388		その他:	
収入合計	2,796	3,852	3,997		H21利用度(利用者/対象者)	0.37 回
光熱水費	126	120	171	(支出) 施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	H21受益者負担率 (利用料等/支出合計)	55.5 %
委託費	0	0	0			
人件費	2,671	4,394	3,754			
その他	465	397	778			
支出合計	3,262	4,911	4,703			
大規模修繕: H22~H27				改修: H22~H27		
施設設置の効果						

## III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	1	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
	1	市内に民間を含め、類似施設がない。
	1	会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:	1	利用者が増加している。
	1	収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
一次評価:	1	現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
	存続	近年、保護者の就労形態の多様化や、景気低迷による所得減少により、共働き家庭が増加傾向にある。放課後に保護者の迎えまで児童を安全に保護するこの事業は必要である。
総合評価:	存続	子育て支援施設として必要な施設であるため存続。今後は直営以外の運営方法も検討されたい。

# 行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

整理番号

71

複数計上:

施設名:	若潮学級放課後児童クラブ	担当課:	健康福祉	子育て支援課
所在地:	浜田市原井町1045番地	管理形態:	直営	H~H
目的:	保護者が就労等により昼間家庭にいない子どもを対象として、放課後の時間帯に生活の場を提供し、遊び生活を通して子どもの健全育成を図る。(学校敷地内専用施設)			
設置条例:	放課後児童クラブ条例	児童福祉法第34条の7	建築年度:	H12

## I 施設の基本的事項

事業内容:	雲雀丘小学校児童(低学年)で、放課後等保護者の保護が受けられない児童が、豊かで安全な生活の確保するためにこの事業を行う。			
施設区分:	放課後児童クラブ			
施設内容:	【構造・階】軽量鉄骨1階、【敷地面積】(学校敷地内)、【延床面積】49.50㎡、【土地所有者】市 ①30㎡/居室			
利用対象者:	雲雀丘小学校低学年児童	62	人	利用者H17: 19
料金体系等:	月額 4,000円 加算額 ア 土曜日の加算(月額) 600円、イ 夏休み期間の加算(年額) 4,000円			利用者H18: 21 利用者H19: 21
施設職員(人):	常勤 0	人	嘱・パート: 2	人 利用者H20: 23
	(うち市職員) 正規: 0		嘱: 臨: 2	パ: 2 利用者H21: 28
代替・類似施設の有無				

## II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入) 施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか	建設費用(千円)
利用料等	1,414	1,701	1,810	利用料等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県等	合計 7,770
指定管理料	0	0	0		一般財源: 2,590
市補助金	0	0	0		国県支出金: 5,180
市委託金	0	0	0		起債: 0
その他	1,039	1,017	1,100		その他:
収入合計	2,453	2,718	2,910		H21利用度(利用者/対象者) 0.45 回
光熱水費	156	251	194	(支出) 施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	H21受益者負担率 (利用料等/支出合計) 47.1 %
委託費	0	0	0		
人件費	2,671	2,519	3,252		
その他	305	354	393		
支出合計	3,132	3,124	3,839		
大規模修繕: H22~H27				改修: H22~H27	
施設設置の効果					

## III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	1	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
	1	市内に民間を含め、類似施設がない。
	1	会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:	1	利用者が増加している。
	1	収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
一次評価:	1	現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
	存続	近年、保護者の就労形態の多様化や、景気低迷による所得減少により、共働き家庭が増加傾向にある。放課後に保護者の迎えまで児童を安全に保護するこの事業は必要である。
総合評価:	存続	子育て支援施設として必要な施設であるため存続。今後は直営以外の運営方法も検討されたい。

# 行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

整理番号

72

複数計上:

施設名:	くすのき学級放課後児童クラブ	担当課:	健康福祉	子育て支援課
所在地:	浜田市浅井町1415番地2	管理形態:	直営	H~H
目的:	保護者が就労等により昼間家庭にいない子どもを対象として、放課後の時間帯に生活の場を提供し、遊び生活を通して子どもの健全育成を図る。建設費用不明(松原小学校余剰教室)			
設置条例:	放課後児童クラブ条例	児童福祉法第34条の7	建築年度:	

## I 施設の基本的事項

事業内容:	松原小学校児童(低学年)で、放課後等保護者の保護が受けられない児童が、豊かで安全な生活の確保するためにこの事業を行う。			
施設区分:	放課後児童クラブ	小学校		
施設内容:	【構造・階】1階校舎内、【敷地面積】(学校敷地内)、【延床面積】67.50㎡、【土地所有者】市 ①67.5㎡/教室			
利用対象者:	松原小学校低学年児童	98	人	利用者H17: 31
料金体系等:	月額 4,000円 加算額 ア 土曜日の加算(月額) 600円、イ 夏休み期間の加算(年額) 4,000円			利用者H18: 33 利用者H19: 34
施設職員(人):	常勤 0	人	嘱・パート: 3	人 利用者H20: 27
	(うち市職員) 正規: 0		嘱: 臨: 3	パ: 3 利用者H21: 30
代替・類似施設の有無				

## II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入) 施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか	建設費用(千円)
利用料等	1,929	1,601	1,989	利用料等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県等	合計 0
指定管理料	0	0	0		一般財源: 0
市補助金	0	0	0		国県支出金:
市委託金	0	0	0		起債:
その他	691	1,529	1,100		その他:
収入合計	2,620	3,130	3,089		
光熱水費	135	99	117	(支出) 施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	H21利用度(利用者/対象者) 0.31 回
委託費	0	0	0		H21受益者負担率 (利用料等/支出合計) 54.4 %
人件費	3,850	3,540	3,089		
その他	446	384	447		
支出合計	4,431	4,023	3,653		
大規模修繕: H22~H27				改修: H22~H27	
施設設置の効果					

## III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	1	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
	1	市内に民間を含め、類似施設がない。
	1	会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:	1	利用者が増加している。
	1	収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
一次評価:	1	現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
	存続	近年、保護者の就労形態の多様化や、景気低迷による所得減少により、共働き家庭が増加傾向にある。放課後に保護者の迎えまで児童を安全に保護するこの事業は必要である。
総合評価:	存続	子育て支援施設として必要な施設であるため存続。今後は直営以外の運営方法も検討されたい。

# 行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

整理番号

73

複数計上:

施設名:	杉の子学級放課後児童クラブ	担当課:	健康福祉	子育て支援課
所在地:	浜田市黒川町3738番地4	管理形態:	直営	H~H
目的:	保護者が就労等により昼間家庭にいない子どもを対象として、放課後の時間帯に生活の場を提供し、遊び生活を通して子どもの健全育成を図る。建設費用不明(石見小学校余剰教室)			
設置条例:	放課後児童クラブ条例	児童福祉法第34条の7	建築年度:	

## I 施設の基本的事項

事業内容:	石見小学校児童(低学年)で、放課後等保護者の保護が受けられない児童が、豊かで安全な生活の確保するためにこの事業を行う。			
施設区分:	放課後児童クラブ	小学校		
施設内容:	【構造・階】1階校舎内、【敷地面積】(学校敷地内)、【延床面積】113.8㎡、【土地所有者】市 ①91.3㎡/教室1 ②22.5㎡/教室2			
利用対象者:	石見小学校低学年児童	211	人	利用者H17: 45
料金体系等:	月額 4,000円 加算額 ア 土曜日の加算(月額) 600円、イ 夏休み期間の加算(年額) 4,000円			利用者H18: 43 利用者H19: 43
施設職員(人):	常勤 0	人	嘱・パート: 6	人 利用者H20: 46
	(うち市職員) 正規: 0		嘱: 0 臨: 0	パ: 6 利用者H21: 54
代替・類似施設の有無				

## II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入) 施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか	建設費用(千円)
利用料等	2,452	2,788	3,507	利用料等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県等	合計 0
指定管理料	0	0	0		一般財源: 0
市補助金	0	0	0		国県支出金:
市委託金	0	0	0		起債:
その他	1,611	1,671	1,960		その他:
収入合計	4,063	4,459	5,467		H21利用度(利用者/対象者) 0.26 回
光熱水費	160	207	423	(支出) 施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	H21受益者負担率 (利用料等/支出合計) 46.7 %
委託費	0	0	0		
人件費	5,029	5,997	6,176		
その他	512	616	913		
支出合計	5,701	6,820	7,512		
大規模修繕: H22~H27				改修: H22~H27	
施設設置の効果					

## III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	1	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
	1	市内に民間を含め、類似施設がない。
	1	会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:	1	利用者が増加している。
	1	収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
一次評価:	1	現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
	存続	近年、保護者の就労形態の多様化や、景気低迷による所得減少により、共働き家庭が増加傾向にある。放課後に保護者の迎えまで児童を安全に保護するこの事業は必要である。
総合評価:	存続	子育て支援施設として必要な施設であるため存続。今後は直営以外の運営方法も検討されたい。

# 行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

整理番号

74

複数計上:

施設名:	山ばと学級放課後児童クラブ	担当課:	健康福祉	子育て支援課
所在地:	浜田市内田町1117番地2	管理形態:	その他	H~H
目的:	保護者が就労等により昼間家庭にいない子どもを対象として、放課後の時間帯に生活の場を提供し、遊び生活を通して子どもの健全育成を図る。(公有地専用施設)			
設置条例:	放課後児童クラブ条例	児童福祉法第34条の7	建築年度:	H10

## I 施設の基本的事項

事業内容:	美川小学校児童(低学年)で、放課後等保護者の保護が受けられない児童が、豊かで安全な生活の確保するためにこの事業を行う。 運営は、運営委員会へ委託実施。			
施設区分:	放課後児童クラブ			
施設内容:	【構造・階】軽量鉄骨1階、【敷地面積】㎡、【延床面積】79.00㎡、【土地所有者】市 ①39.74㎡/居室			
利用対象者:	美川小学校低学年児童	46	人	利用者H17: 30
料金体系等:	月額 4,000円 加算額 ア 土曜日の加算(月額) 600円、イ 夏休み期間の加算(年額) 4,000円			利用者H18: 22
施設職員(人)	常勤	0	人	利用者H19: 26
	嘱・パート	3	人	利用者H20: 18
	(うち市職員) 正規:	0	嘱:	臨:
			パ:	3
				利用者H21: 20
代替・類似施設の有無				

## II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入) 施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか	建設費用(千円)	
利用料等	1,736	1,146	1,350	利用料等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県等	合計	9,760
指定管理料	0	0	0		一般財源:	3,254
市補助金	0	0	0		国県支出金:	6,506
市委託金	0	0	0		起債:	0
その他	836	734	2,047		その他:	
収入合計	2,572	1,880	3,397		H21利用度(利用者/対象者)	0.43 回
光熱水費	78	127	215	(支出) 施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	H21受益者負担率 (利用料等/支出合計)	30.1 %
委託費	1,332	287	498			
人件費	2,643	3,881	3,710			
その他	51	280	68			
支出合計	4,104	4,575	4,491			
大規模修繕: H22~H27				改修: H22~H27		
施設設置の効果						

## III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	1	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
	1	市内に民間を含め、類似施設がない。
	1	会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:	1	利用者が増加している。
	1	収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
一次評価:	1	現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
	存続	近年、保護者の就労形態の多様化や、景気低迷による所得減少により、共働き家庭が増加傾向にある。放課後に保護者の迎えまで児童を安全に保護するこの事業は必要である。
総合評価:	存続	子育て支援施設として必要な施設であるため存続。

# 行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

整理番号

75

複数計上:

施設名:	ひまわり学級放課後児童クラブ	担当課:	健康福祉 子育て支援課
所在地:	浜田市周布町イ63番地3	管理形態:	直営 H~H
目的:	保護者が就労等により昼間家庭にいない子どもを対象として、放課後の時間帯に生活の場を提供し、遊び生活を通して子どもの健全育成を図る。(学校敷地内専用施設)		
設置条例:	放課後児童クラブ条例	児童福祉法第34条の7	建築年度: H6

## I 施設の基本的事項

事業内容:	周布小学校児童(低学年)で、放課後等保護者の保護が受けられない児童が、豊かで安全な生活の確保するためにこの事業を行う。		
施設区分:	放課後児童クラブ		
施設内容:	【構造・階】軽量鉄骨1階、【敷地面積】(学校敷地内)、【延床面積】92.00㎡、【土地所有者】市 ①52.56㎡/居室		
利用対象者:	周布小学校低学年児童	57 人	利用者H17: 46
料金体系等:	月額 4,000円 加算額 ア 土曜日の加算(月額) 600円、イ 夏休み期間の加算(年額) 4,000円		利用者H18: 54 利用者H19: 65
施設職員(人)	常勤 <input type="text"/> 0 人 嘱・パート: <input type="text"/> 4 人 (うち市職員) 正規: <input type="text"/> 0 嘱: <input type="text"/> 臨: <input type="text"/> パ: <input type="text"/> 4		利用者H20: 42 利用者H21: 39
代替・類似施設の有無			

## II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入) 施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか	建設費用(千円)
利用料等	3,986	2,481	2,561	利用料等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県等	合計 10,210
指定管理料	0	0	0		一般財源: 3,404
市補助金	0	0	0		国県支出金: 6,806
市委託金	0	0	0		起債: 0
その他	1,074	1,736	1,944		その他:
収入合計	5,060	4,217	4,505		H21利用度(利用者/対象者) <b>0.68 回</b>
光熱水費	721	279	392	(支出) 施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	H21受益者負担率 (利用料等/支出合計) <b>44.8 %</b>
委託費	0	0	0		
人件費	5,029	4,503	4,685		
その他	845	565	641		
支出合計	6,595	5,347	5,718		
大規模修繕: H22~H27				改修: H22~H27	
施設設置の効果					

## III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	<input type="text"/> 1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	<input type="text"/>	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
	<input type="text"/> 1	市内に民間を含め、類似施設がない。
	<input type="text"/> 1	会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:	<input type="text"/> 1	利用者が増加している。
	<input type="text"/> 1	収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
一次評価:	<input type="text"/> 1	現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
	<b>存続</b>	近年、保護者の就労形態の多様化や、景気低迷による所得減少により、共働き家庭が増加傾向にある。放課後に保護者の迎えまで児童を安全に保護するこの事業は必要である。
総合評価:	<b>存続</b>	子育て支援施設として必要な施設であるため存続。今後は直営以外の運営方法も検討されたい。

# 行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

整理番号

80

複数計上:

施設名:	ひまわり第2学級放課後児童クラブ	担当課:	健康福祉	子育て支援課
所在地:	浜田市日脚町1053番地8	管理形態:	直営	H~H
目的:	保護者が就労等により昼間家庭にいない子どもを対象として、放課後の時間帯に生活の場を提供し、遊び生活を通して子どもの健全育成を図る。(私有地専用施設 借家)			
設置条例:	放課後児童クラブ条例	児童福祉法第34条の8	建築年度:	

## I 施設の基本的事項

事業内容:	周布小学校児童(低学年)で、放課後等保護者の保護が受けられない児童が、豊かで安全な生活の確保するためにこの事業を行う。			
施設区分:	放課後児童クラブ			
施設内容:	【構造・階】軽量鉄骨1階、【敷地面積】、【延床面積】111.00㎡、【土地所有者】民間 ①110㎡/居室			
利用対象者:	周布小学校低学年児童	164 人	利用者H17:	0
料金体系等:	月額 4,000円 加算額 ア 土曜日の加算(月額) 600円、イ 夏休み期間の加算(年額) 4,000円		利用者H18:	0
			利用者H19:	0
施設職員(人)	常勤 <input type="text"/> 0 人 嘱・パート: <input type="text"/> 4 人		利用者H20:	35
	(うち市職員) 正規: <input type="text"/> 0 嘱: <input type="text"/> 臨: <input type="text"/> パ: <input type="text"/> 4		利用者H21:	34
代替・類似施設の有無				

## II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入) 施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか	建設費用(千円)	
利用料等	0	1,714	2,256	利用料等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県等	合計	0
指定管理料	0	0	0		一般財源:	0
市補助金	0	0	0		国県支出金:	
市委託金	0	0	0		起債:	
その他	0	1,074	1,964		その他:	
収入合計	0	2,788	4,220		H21利用度(利用者/対象者)	0.21 回
光熱水費	0	359	524	(支出) 施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	H21受益者負担率 (利用料等/支出合計)	37.7 %
委託費	0	210	0			
人件費	0	2,370	4,362			
その他	0	1,021	1,093			
支出合計	0	3,960	5,979			
大規模修繕: H22~H27				改修: H22~H27		
施設設置の効果						

## III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	<input type="text"/> 1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	<input type="text"/> 1	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
	<input type="text"/> 1	市内に民間を含め、類似施設がない。
	<input type="text"/> 1	会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:	<input type="text"/> 1	利用者が増加している。
	<input type="text"/> 1	収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
一次評価:	<input type="text"/> 1	現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
	<b>存続</b>	近年、保護者の就労形態の多様化や、景気低迷による所得減少により、共働き家庭が増加傾向にある。放課後に保護者の迎えまで児童を安全に保護するこの事業は必要である。 H20年度に新規児童クラブにより分級し、適正人数での運営をしている。
総合評価:	<b>存続</b>	子育て支援施設として必要な施設であるため存続。 今後は直営以外の運営方法も検討されたい。

# 行政評価票(施設の管理運営)

処理手続: \_\_\_\_\_

整理番号

76

複数計上: \_\_\_\_\_

施設名:	とびうお学級放課後児童クラブ	担当課:	健康福祉	子育て支援課
所在地:	浜田市長浜町1番地	管理形態:	直営	H~H
目的:	保護者が就労等により昼間家庭にいない子どもを対象として、放課後の時間帯に生活の場を提供し、遊び生活を通して子どもの健全育成を図る。(私有地専用施設 借家)			
設置条例:	放課後児童クラブ条例	児童福祉法第34条の7	建築年度: _____	

## I 施設の基本的事項

事業内容:	長浜小学校児童(低学年)で、放課後等保護者の保護が受けられない児童が、豊かで安全な生活の確保するためにこの事業を行う。			
施設区分:	放課後児童クラブ	_____	_____	_____
施設内容:	【構造・階】木造1階、【敷地面積】㎡、【延床面積】58.00㎡、【土地所有者】現在:借家(H23まで) ①(㎡/室)②(㎡/室)③(㎡/室)④(㎡/室)⑤(㎡/室)			
利用対象者:	長浜小学校低学年児童	_____	142 人	利用者H17: 37
料金体系等:	月額 4,000円 加算額 ア 土曜日の加算(月額) 600円、イ 夏休み期間の加算(年額) 4,000円		_____	利用者H18: 26 利用者H19: 31
施設職員(人)	常勤 _____ 人	嘱・パート: _____ 人	_____	利用者H20: 42
	(うち市職員) 正規: _____ 人	嘱: _____ 人	臨: _____ 人	利用者H21: 52
代替・類似施設の有無	_____			

## II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入) 施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか	建設費用(千円)
利用料等	1,993	2,520	2,020	利用料等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県等	合計 _____
指定管理料	0	0	0		一般財源: _____
市補助金	0	0	0		国県支出金: _____
市委託金	0	0	0		起債: _____
その他	1,231	1,768	3,602		その他: _____
収入合計	3,224	4,288	5,622		H21利用度(利用者/対象者) <b>0.37 回</b>
光熱水費	338	269	468	(支出) 施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	H21受益者負担率 (利用料等/支出合計) <b>23.2 %</b>
委託費	0	0	0		
人件費	3,850	4,888	7,327		
その他	453	564	906		
支出合計	4,641	5,721	8,701		
大規模修繕: H22~H27	長浜小学校改築に伴い改築(H22~H23)		22,302	改修: H22~H27	_____
施設設置の効果	_____				

## III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	1	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
	1	市内に民間を含め、類似施設がない。
	1	会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:	1	利用者が増加している。
	1	収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
一次評価:	1	現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
	<b>存続</b>	近年、保護者の就労形態の多様化や、景気低迷による所得減少により、共働き家庭が増加傾向にある。放課後に保護者の迎えまで児童を安全に保護するこの事業は必要である。
総合評価:	<b>存続</b>	子育て支援施設として必要な施設であるため存続。今後は直営以外の運営方法も検討されたい。

# 行政評価票(施設の管理運営)

処理手続: \_\_\_\_\_

整理番号

77

複数計上: \_\_\_\_\_

施設名:	かぜの子学級放課後児童クラブ	担当課:	健康福祉	子育て支援課
所在地:	浜田市上府町イ2488番地1	管理形態:	直営	H~H
目的:	保護者が就労等により昼間家庭にいない子どもを対象として、放課後の時間帯に生活の場を提供し、遊び生活を通して子どもの健全育成を図る。(上府小学校講堂2階)			
設置条例:	放課後児童クラブ条例	児童福祉法第34条の7	建築年度:	

## I 施設の基本的事項

事業内容:	上府小学校児童(低学年)で、放課後等保護者の保護が受けられない児童が、豊かで安全な生活の確保するためにこの事業を行う。			
施設区分:	放課後児童クラブ	公民館		
施設内容:	【構造・階】木造2階、【敷地面積】(学校敷地内)、【延床面積】38.60㎡、【土地所有者】市 ①18.6㎡/居室②20㎡/フロア			
利用対象者:	上府小学校低学年児童	40	人	利用者H17: 0
料金体系等:	月額 4,000円 加算額 ア 土曜日の加算(月額) 600円、イ 夏休み期間の加算(年額) 4,000円			利用者H18: 0
施設職員(人)	常勤	0	人	利用者H19: 12
	嘱・パート	2	人	利用者H20: 10
	(うち市職員) 正規:	0	嘱:	臨:
			パ:	2
				利用者H21: 8
代替・類似施設の有無				

## II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入) 施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか	建設費用(千円)	
利用料等	578	431	398	利用料等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県等	合計	2,205
指定管理料	0	0	0		一般財源:	735
市補助金	0	0	0		国県支出金:	1,470
市委託金	0	0	0		起債:	0
その他	700	715	733		その他:	
収入合計	1,278	1,146	1,131			
光熱水費	81	55	44	(支出) 施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	H21利用度(利用者/対象者)	0.20 回
委託費	0	0	0		H21受益者負担率 (利用料等/支出合計)	14.8 %
人件費	2,671	2,520	2,522			
その他	162	122	120			
支出合計	2,914	2,697	2,686			
大規模修繕: H22~H27				改修: H22~H27		
施設設置の効果						

## III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	1	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
	1	市内に民間を含め、類似施設がない。
	1	会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:	1	利用者が増加している。
	1	収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
一次評価:	1	現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
	存続	近年、保護者の就労形態の多様化や、景気低迷による所得減少により、共働き家庭が増加傾向にある。放課後に保護者の迎えまで児童を安全に保護するこの事業は必要である。 H19年度から開設し、今年度小学校統合により利用者が増えている。
総合評価:	存続	子育て支援施設として必要な施設であるため存続。 今後は直営以外の運営方法も検討されたい。

# 行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

整理番号

78

複数計上:

施設名:	かもめ学級放課後児童クラブ	担当課:	健康福祉	子育て支援課
所在地:	浜田市国分町2205番地3	管理形態:	直営	H~H
目的:	保護者が就労等により昼間家庭にいない子どもを対象として、放課後の時間帯に生活の場を提供し、遊び生活を通して子どもの健全育成を図る。建設費用不明(国府小学校体育館2階)			
設置条例:	放課後児童クラブ条例	児童福祉法第34条の7	建築年度:	

## I 施設の基本的事項

事業内容:	国府小学校児童(低学年)で、放課後等保護者の保護が受けられない児童が、豊かで安全な生活の確保するためにこの事業を行う。			
施設区分:	放課後児童クラブ	体育館		
施設内容:	【構造・階】2階、【敷地面積】(学校敷地内)、【延床面積】79.50㎡、【土地所有者】市 ①53.2㎡/居室②24.4㎡/ホール③1.8㎡/事務室			
利用対象者:	国府小学校低学年児童	97	人	利用者H17: 30
料金体系等:	月額 4,000円 加算額 ア 土曜日の加算(月額) 600円、イ 夏休み期間の加算(年額) 4,000円			利用者H18: 33
施設職員 (人)	常勤	0	人	利用者H19: 45
	嘱・パート	3	人	利用者H20: 42
	(うち市職員) 正規:	0	嘱:	臨:
			パ:	3
				利用者H21: 35
代替・類似施設の有無				

## II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入) 施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか	建設費用(千円)	
利用料等	2,636	2,445	2,283	利用料等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県等	合計	0
指定管理料	0	0	0		一般財源:	0
市補助金	0	0	0		国県支出金:	
市委託金	0	0	0		起債:	
その他	455	1,074	1,100		その他:	
収入合計	3,091	3,519	3,383		H21利用度(利用者/対象者)	0.36 回
光熱水費	186	197	142	(支出) 施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	H21受益者負担率 (利用料等/支出合計)	51.6 %
委託費	0	0	0			
人件費	3,850	3,681	3,749			
その他	571	531	533			
支出合計	4,607	4,409	4,424			
大規模修繕: H22~H27				改修: H22~H27		
施設設置の効果						

## III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	1	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
	1	市内に民間を含め、類似施設がない。
	1	会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:	1	利用者が増加している。
	1	収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
一次評価:	1	現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
	存続	近年、保護者の就労形態の多様化や、景気低迷による所得減少により、共働き家庭が増加傾向にある。放課後に保護者の迎えまで児童を安全に保護するこの事業は必要である。利用者は、今年度に向け増えている。
総合評価:	存続	子育て支援施設として必要な施設であるため存続。今後は直営以外の運営方法も検討されたい。

# 行政評価票(施設の管理運営)

処理手続: \_\_\_\_\_

整理番号

79

複数計上: \_\_\_\_\_

施設名:	さくら学級放課後児童クラブ	担当課:	健康福祉	子育て支援課
所在地:	浜田市竹迫町2396番地2	管理形態:	直営	H~H
目的:	保護者が就労等により昼間家庭にいない子どもを対象として、放課後の時間帯に生活の場を提供し、遊び生活を通して子どもの健全育成を図る。建設費用不明(三階小学校体育館2階)			
設置条例:	放課後児童クラブ条例	児童福祉法第34条の7	建築年度:	

## I 施設の基本的事項

事業内容:	三階小学校児童(低学年)で、放課後等保護者の保護が受けられない児童が、豊かで安全な生活の確保するためにこの事業を行う。			
施設区分:	放課後児童クラブ	体育館		
施設内容:	【構造・階】2階、【敷地面積】(学校敷地内)、【延床面積】110.00㎡、【土地所有者】市 ①68.4㎡/居室			
利用対象者:	三階小学校低学年児童	126	人	利用者H17: 50
料金体系等:	月額 4,000円 加算額 ア 土曜日の加算(月額) 600円、イ 夏休み期間の加算(年額) 4,000円			利用者H18: 48
施設職員 (人)	常勤	0	人	利用者H19: 54
	嘱・パート	5	人	利用者H20: 48
代替・類似施設の有無	(うち市職員) 正規: 0 嘱: _____ 臨: _____ パ: 5			利用者H21: 60

## II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入) 施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか	建設費用(千円)	
利用料等	3,278	3,067	3,910	利用料等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県等	合計	0
指定管理料	0	0	0		一般財源:	0
市補助金	0	0	0		国県支出金:	
市委託金	0	0	0		起債:	
その他	273	1,609	1,712		その他:	
収入合計	3,551	4,676	5,622		H21利用度(利用者/対象者)	0.48 回
光熱水費	238	351	239	(支出) 施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	H21受益者負担率 (利用料等/支出合計)	60.3 %
委託費	0	0	0			
人件費	3,850	4,723	5,011			
その他	687	652	1,231			
支出合計	4,775	5,726	6,481			
大規模修繕: H22~H27				改修: H22~H27		
施設設置の効果						

## III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	1	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
	1	市内に民間を含め、類似施設がない。
	1	会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:	1	利用者が増加している。
	1	収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
一次評価:	1	現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
	存続	近年、保護者の就労形態の多様化や、景気低迷による所得減少により、共働き家庭が増加傾向にある。放課後に保護者の迎えまで児童を安全に保護するこの事業は必要である。
総合評価:	存続	子育て支援施設として必要な施設であるため存続。今後は直営以外の運営方法も検討されたい。

# 行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

整理番号

54

複数計上:

施設名:	雲城地区児童クラブ	担当課:	健康福祉	金城市民福祉課
所在地:	浜田市金城町七条イ982番地	管理形態:	その他	H~H
目的:	浜田市立小学校低学年の児童の放課後における健全育成と福祉の向上に資するため。			
設置条例:	放課後児童クラブ条例	児童福祉法第34条の7	建築年度:	S62

## I 施設の基本的事項

事業内容:	雲城小学校児童(低学年)で、放課後等保護者の保護が受けられない児童が、豊かで安全な生活の確保するためにこの事業を行う。			
施設区分:	放課後児童クラブ			
施設内容:	【構造・階】鉄筋コンクリート造地上1階階、【敷地面積】2,979.00㎡、【延床面積】332.02㎡、【土地所有者】市 ①事務室(22.00㎡/1室)②トレーニングルーム(72.00㎡/1室)③(㎡/室)④(㎡/室)⑤(㎡/室)			
利用対象者:	雲城小学校低学年児童	83 人	利用者H17:	28
料金体系等:	・負担金(4,000円/月)・土曜加算(600円/月)・夏休加算(4,000円/2月)・おやつ代実費		利用者H18:	28
			利用者H19:	34
施設職員(人)	常勤 3 人 嘱・パート: 2 人		利用者H20:	29
	(うち市職員) 正規: 0 嘱: 0 臨: 0 パ: 0		利用者H21:	35
代替・類似施設の有無				

## II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入) 施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか	建設費用(千円)	
利用料等	1,753	1,678	2,221	利用料等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県等	合計	0
指定管理料	0	0	0		一般財源:	0
市補助金	0	0	0		国県支出金:	0
市委託金	0	0	0		起債:	0
その他	1,023	1,074	1,100		その他:	0
収入合計	2,776	2,752	3,321		H21利用度(利用者/対象者)	0.42 回
光熱水費	245	258	251	(支出) 施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	H21受益者負担率 (利用料等/支出合計)	50.0 %
委託費	440	539	715			
人件費	2,569	2,477	3,287			
その他	33	77	193			
支出合計	3,287	3,351	4,446			
大規模修繕: H22~H27		0	改修: H22~H27		0	
施設設置の効果	児童の安全確保		児童クラブの設置により、児童が放課後を安心安全にすごせることができる。			

## III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	1	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
	1	市内に民間を含め、類似施設がない。
	1	会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:	1	利用者が増加している。
	1	収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
一次評価:	1	現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
	存続	近年、保護者の就労形態の多様化や、景気低迷による所得減少により、共働き家庭が増加傾向にある。放課後に保護者の迎えまで児童を安全に保護するこの事業は必要である。この施設は、運動広場の管理等として建設されたものである。児童保育スペースは過去にトレーニングルームとして利用していた場所を有効活用して事業を実施している。
総合評価:	存続	子育て支援施設として必要な施設であるため存続。

# 行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

整理番号

46

複数計上:

施設名:	今市児童クラブ	担当課:	健康福祉 旭市民福祉課
所在地:	浜田市旭町今市615番地	管理形態:	その他 H~H
目的:	浜田市立小学校低学年の児童の放課後における健全育成と福祉の向上に資するため。		
設置条例:	放課後児童クラブ条例	児童福祉法第34条の7	建築年度: S57

## I 施設の基本的事項

事業内容:	・共働き家庭における仕事と家庭の両立支援のために、専任の指導員が放課後に児童を預かっている。 (開所時間:午後2時~午後6時、長期休業期間:午前8時~午後6時) ・開所時間中は、児童に遊び・生活・学習等の指導を行っている。		
施設区分:	放課後児童クラブ		
施設内容:	【構造・階】鉄骨造地上1階階、【敷地面積】2,680.00㎡、【延床面積】585.00㎡、【土地所有者】市 ①ほふく室(48.00㎡/1室)②乳児室(40.00㎡/1室)③遊戯室(120.00㎡/1室)		
利用対象者:	浜田市立今市小学校1~3年生児童	34 人	利用者H17: 16
料金体系等:	・負担金(4,000円/月)※夏休み中(7・8月)は4,000円加算 ・土曜日加算(600円/月) ・土曜日おやつ代(100円/月)		利用者H18: 11
施設職員 (人)	常勤	0 人	利用者H19: 9
	嘱・パート	4 人	利用者H20: 14
	(うち市職員) 正規:	0	嘱:
		0	臨:
		0	パ:
		0	利用者H21: 15
代替・類似施設の有無			

## II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入)	建設費用(千円)	
利用料等	613	922	951	施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか 利用料等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県等	合計	103,000
指定管理料	0	0	0		一般財源:	30,622
市補助金	0	0	0		国県支出金:	56,678
市委託金	0	0	0		起債:	15,700
その他	1,212	1,469	1,079		その他:	0
収入合計	1,825	2,391	2,030		H21利用度(利用者/対象者)	0.44 回
光熱水費	100	100	225	(支出)	H21受益者負担率	24.9 %
委託費	382	386	528	施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。		
人件費	2,795	2,689	2,787			
その他	52	86	276			
支出合計	3,329	3,261	3,816			
大規模修繕: H22~H27		0	改修: H22~H27		0	
施設設置の効果	共働き家庭における仕事と家庭の両立支援					

## III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	1	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
	1	市内に民間を含め、類似施設がない。
効率性:	1	会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
	1	利用者が増加している。
	1	収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
一次評価:	1	現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
	存続	・当該施設は、新市まちづくり計画の主要施策「子育て支援環境の充実」を推進するための施設である。 ・H20年度から利用者数が増加傾向にある。今後も増加が見込まれる。
総合評価:	存続	子育て支援施設として必要な施設であるため存続。

# 行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

整理番号

86

複数計上:

施設名:	やさか児童クラブ	担当課:	健康福祉 弥栄市民福祉課
所在地:	浜田市弥栄町長安本郷325番地1	管理形態:	直営 H~H
目的:	保護者が就労等により昼間家庭医にいない子どもも対象として、放課後の時間帯に生活の場を提供し、遊び生活を通して子どもの健全育成を図る。		
設置条例:	放課後児童クラブ条例	児童福祉法第34条の7	建築年度: S49

## I 施設の基本的事項

事業内容:	弥栄小学校児童(低学年)で、放課後等保護者の保護が受けられない児童が、豊かで安全な生活の確保をするため。		
施設区分:	放課後児童クラブ		
施設内容:	【構造・階】木造地上1F階、【敷地面積】81.98㎡、【延床面積】81.98㎡、【土地所有者】市 ①リビングスペース(81.98㎡/1室)		
利用対象者:	弥栄小学校低学年児童	41 人	利用者H17: 8
料金体系等:	月額4,000円 加算額①土曜日加算:月額600円 ②夏休み期間加算:年額4,000円		利用者H18: 13
			利用者H19: 14
施設職員(人)	常勤 0 人 嘱・パート: 2 人		利用者H20: 11
	(うち市職員) 正規: 0 嘱: 臨: 2 (6)( )は代替		利用者H21: 16
代替・類似施設の有無	なし		

## II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入) 施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか	建設費用(千円)
利用料等	816	572	832	利用料等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県等	合計 0
指定管理料	0		0		一般財源: 0
市補助金		0	0		国県支出金:
市委託金	0	0	0		起債:
その他	180	132	192		その他:
収入合計	996	704	1,024		H21利用度(利用者/対象者) 0.39 回
光熱水費	138	101	115	(支出) 施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	H21受益者負担率 (利用料等/支出合計) 30.3 %
委託費	0	0	0		
人件費	2,262	2,141	2,268		
その他	261	443	360		
支出合計	2,661	2,685	2,743		
大規模修繕: H22~H27				改修: H22~H27	
施設設置の効果					

## III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
		収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
	1	市内に民間を含め、類似施設がない。
	1	会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:	1	利用者が増加している。
		収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
	1	現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
一次評価:	<b>存続</b>	近年、保護者の就労形態の多様化や、景気低迷による所得減少から、共働き家庭が増加傾向にある。放課後に児童を安全に保護するこの事業は必要である。
総合評価:	<b>存続</b>	子育て支援施設として必要な施設であるため存続。今後は直営以外の運営方法も検討されたい。

# 行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

整理番号

65

複数計上:

施設名:	三隅小児童クラブ	担当課:	健康福祉	三隅福祉課
所在地:	浜田市三隅町古市場450番地	管理形態:	その他	H10~H22
目的:	小学校に就学しているおおむね10歳未満の子どもで、保護者が就労等により昼間家庭にいない子どもを対象として、その放課後の時間帯において保護者の代わりに家庭的機能の補完をしながら「生活」の場を提供し、「遊び」及び「生活」を通してその子どもの健全育成を図る。			
設置条例:	放課後児童クラブ条例	児童福祉法第34条の7	建築年度:	H18

## I 施設の基本的事項

事業内容:	1. 放課後児童の健康管理、情緒の安定の確保 2. 出欠確認をはじめとする放課後児童の安全確認、活動中及び来所・帰宅時の安全確保 3. 放課後児童の活動状況の把握 4. 遊びの活動への意欲と態度の形成 5. 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと 6. 連絡帳等を通じた家庭との日常的な連絡、情報交換の実施 7. 家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援 8. その他			
施設区分:	放課後児童クラブ			
施設内容:	【構造・階】木造地上1階建階、【敷地面積】5,841.92㎡、【延床面積】159.66㎡、【土地所有者】市 ①児童室(70.96㎡/1室)②洋室(14.75㎡/1室)③調理室(14.75㎡/1室)④事務室(11.06㎡/1室)⑤(㎡/室)			
利用対象者:	小学校に就学している三年生までの児童数	88	人	利用者H17: 0
料金体系等:	負担金月額 5,000円(おやつ代1,000円含む)ア 土曜日の加算額 負担金月額 700円(おやつ代100円含む)イ 夏休み期間の負担金月額 7,000円(おやつ代1,000円含む)			利用者H18: 21 利用者H19: 23
施設職員(人):	常勤 <input type="text"/> 0 人 嘱・パート: <input type="text"/> 5 人			利用者H20: 29
	(うち市職員) 正規: <input type="text"/> 0 嘱: <input type="text"/> 臨: <input type="text"/> パ: <input type="text"/>			利用者H21: 27
代替・類似施設の有無	無し			

## II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入)	建設費用(千円)
利用料等	1,469	1,919	1,802	施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか 利用料等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県等	合計 29,541
指定管理料	0	0	0		一般財源: 25,741
市補助金	0	0	0		国県支出金: 0
市委託金	0	0	0		起債: 3,800
その他	1,074	1,846	1,847		その他: 0
収入合計	2,543	3,765	3,649		H21利用度(利用者/対象者) 0.31 回
光熱水費	180	207	204	(支出)	H21受益者負担率 (利用料等/支出合計) 37.8 %
委託費	486	594	609	施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	
人件費	2,654	3,891	3,890		
その他	96	52	61		
支出合計	3,416	4,744	4,764		
大規模修繕: H22~H27		0	改修: H22~H27		0
施設設置の効果	子どもの健全育成		放課後児童の家庭的機能の補完		

## III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	<input type="text"/> 1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	<input type="text"/> 1	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
	<input type="text"/>	市内に民間を含め、類似施設がない。
	<input type="text"/>	会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:	<input type="text"/>	利用者が増加している。
	<input type="text"/> 1	収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
一次評価:	<input type="text"/> 1	現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
	<input checked="" type="text"/> 存続	放課後児童クラブは子育て支援の場として、昨年は約1,300時間、今年度は1,600時間子どもの遊びや生活習慣を身につける場所となっている。児童クラブは日常生活の中での大切な居場所であり、その中で指導員は児童の心身の発達や安全管理、子どもの権利に関する専門知識や適切な遊びと生活の場を与えて、その健全な育成を図るとともに、児童の心身の発達を促している大切な空間である。
総合評価:	<input checked="" type="text"/> 存続	子育て支援施設として必要な施設であるため存続。

# 行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

整理番号

66

複数計上:

施設名:	岡見小児童クラブ	担当課:	健康福祉	三隅福祉課
所在地:	浜田市三隅町岡見516番地	管理形態:	その他	H10~H22
目的:	小学校に就学しているおおむね10歳未満の子どもで、保護者が就労等により昼間家庭にいない子どもを対象として、その放課後の時間帯において保護者の代わりに家庭的機能の補完をしながら「生活」の場を提供し、「遊び」及び「生活」を通してその子どもの健全育成を図る。			
設置条例:	放課後児童クラブ条例	児童福祉法第34条の7	建築年度:	H16

## I 施設の基本的事項

事業内容:	1. 放課後児童の健康管理、情緒の安定の確保 2. 出欠確認をはじめとする放課後児童の安全確認、活動中及び来所・帰宅時の安全確保 3. 放課後児童の活動状況の把握 4. 遊びの活動への意欲と態度の形成 5. 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと 6. 連絡帳等を通じた家庭との日常的な連絡、情報交換の実施 7. 家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援 8. その他の放課後児童の健全育成上必要な活動			
施設区分:	放課後児童クラブ	保育所	公民館	
施設内容:	【構造・階】鉄筋コンクリート造地上1階建階、【敷地面積】10,539.48㎡、【延床面積】2,361.00㎡、【土地所有者】市 ①児童室(103.22㎡/1室)②学習室(29.49㎡/1室)③事務更衣室(12.67㎡/1室)④(㎡/室)⑤(㎡/室)			
利用対象者:	小学校に就学している三年生までの児童数	31	利用者H17:	
料金体系等:	負担金月額 5,000円(おやつ代1,000円含む)ア 土曜日の加算額 負担金月額 700円(おやつ代100円含む)イ 夏休み期間の負担金月額 7,000円(おやつ代1,000円含む)		利用者H18:	19
施設職員(人)	常勤 0 人 嘱・パート: 5 人		利用者H19:	16
	(うち市職員) 正規: 0 嘱: 0 臨: 0 パ: 0		利用者H20:	14
			利用者H21:	15
代替・類似施設の有無	無し			

## II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入)	建設費用(千円)
利用料等	1,003	921	973	施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか	合計 26,794
指定管理料	0	0	0		一般財源: 26,794
市補助金	0	0	0	利用料等…施設利用者	国県支出金: 0
市委託金	0	0	0	指定管理料…浜田市	起債:
その他	389	389	389	市補助金/委託金…浜田市	その他:
収入合計	1,392	1,310	1,362	その他…国県等	H21利用度(利用者/対象者) 0.48 回
光熱水費	0	0	0	(支出)	H21受益者負担率 (利用料等/支出合計) 31.6 %
委託費	372	351	393	施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	
人件費	2,654	2,684	2,684		
その他	0	0	0		
支出合計	3,026	3,035	3,077		
大規模修繕: H22~H27				改修: H22~H27	
施設設置の効果	子どもの健全育成		放課後児童の家庭的機能の補完		

## III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	1	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
		市内に民間を含め、類似施設がない。
		会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:		利用者が増加している。
	1	収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
	1	現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
一次評価:	<b>存続</b>	放課後児童クラブは子育て支援の場として、昨年は約1,300時間、今年度は1,600時間子どもの遊びや生活習慣を身につける場所となっている。児童クラブは日常生活の中での大切な居場所であり、その中で指導員は児童の心身の発達や安全管理、子どもの権利に関する専門知識や適切な遊びと生活の場を与えて、その健全な育成を図るとともに、児童の心身の発達を促している大切な空間である。
総合評価:	<b>存続</b>	子育て支援施設として必要な施設であるため存続。